

「内航アクションプラン」フォローアップのまとめ

報告されたアクションプランのフォローアップの主な内容

○「法令で義務付けられている項目」「ガイドラインで推奨されている項目」

- ・「法令で義務付けられている項目」（契約の書面化等）については、全ての団体で実施できている。
- ・「ガイドラインで推奨されている項目」についても、概ね実施できており、例えば労務管理システムの導入により、船上で記載した労務管理記録簿が事務所（陸上）においてWEB上で確認できるようになったほか、補償休日の付与に関しても記録・管理されるなど、船員の労務監理の適正化に資する取組について改善が図られつつある。

○「生産性向上や業務効率化等に資する独自の取組」

（令和5年度から改善した取組事例）

- ・船舶の動静状態が把握できる物流システムの実用化
- ・スターリンク導入による船内通信環境の改善、休暇サイクルの短期化
- ・A重油専焼化による船員のメンテナンス業務の効率化、清掃等作業の負担軽減が進展
- ・作業記録等の共有による労働時間や積載率の把握、回転効率の向上 等

今後の予定

・「ガイドラインで推奨されている項目」では、「一部実施している」に留まっている項目があるため、引き続き全項目の実施に向けてフォローアップを実施していく。また、来年度のフォローアップでは、令和7年3月に改定したガイドライン（第2版）のフォローアップを行う予定であり、これらの取組等を通じて内航海運業者と荷主との連携強化を図っていく。